
(仮称)再生可能エネルギー発電施設の 適正な導入及び管理に関する条例(案)の パブリックコメント結果について



令和7年3月
生活環境部 環境企画課

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 実施期間 : 令和6年11月28日(木)～12月27日(金) 30日間
- (2) 実施方法 : 条例案の説明資料 及び 逐条解説 を
環境企画課、本庁1階ロビー、
各支所情報公開コーナー、市公式ホームページで公開
- (3) 意見状況 : 3名から13件の意見の提出有
【主な意見】
○ 「地域住民等」について、より幅広く対象とするべき (意見No.2,3)
○ ゾーニング等により「禁止区域」又は「抑制区域」を設定するべき
(意見No.5～8)
- (4) 市の対応 : 意見を踏まえ、現行案のとおりとする。

2 「地域住民等」について、より幅広く対象とするべきという意見について

- 条例により、再生可能エネルギー発電事業者に説明会等の義務を課すにあたり、対象とすべき「地域住民等」は明確に示す必要がある。
- 地域への説明等にあたっては、いわゆる区長を中心に、その管轄する範囲内の住民等を関係者として対象とすることが多い。
- 現に、再生可能エネルギー発電事業の予定場所周辺に居住等していて、生活上の影響が考えられる範囲を「地域住民等」とするべきと考える。
- 再生可能エネルギー発電事業所の周辺の道路等公共物の利用者や、地域で活動する団体など、又は、下流域の全てまで対象とすることは、際限なく対象が拡大する可能性がある。
- 条例案は、「地域住民等」以外のものが、住民説明会に参加することや、意見を述べることを制限するものではない。



「地域住民等」の定義は現行案のとおりとする。

3 ゾーニング等により「禁止区域」又は「抑制区域」を設定するべきという意見について

- 現時点では、条例施行時において、
 - ① 稼働中の案件(約3,300件)、
 - ② FIT等の認定済みの案件(約1,100件)、
 - ③ 事業計画があり、既に土地取得・測量等に着手している案件(数量不明)の3種類に分類できる。【次ページ「禁止区域等の設定の考え方」参照】
- 条例で禁止区域等を設定した場合、②、③の案件では、事業実施の制限を受けることとなる。その場合、条例による規制の違法性を確認するための訴訟や、事業中断や断念等に対する損害賠償請求が提起される可能性がある。(処分の取消訴訟や、訴訟の和解による賠償金の支払事例あり。)
- 再エネ発電施設の導入にあたっては、事業の前提となる「各種法令」の規定に基づく「許認可」の取得状況の確認、住民説明会の義務化、安定的運営の検証、行政指導等により適正化を図っていく。



禁止区域等の設定による訴訟リスクを考慮し、現行案のとおりとする。

図：禁止区域等の設定の考え方

条例施行

①稼働中の案件は、条例の影響は受けない

(施行前) ① 稼働中

②FIT・FIP認定済みの案件や、③計画中の案件を
後発の条例で規制は困難。

(施行前) ② FIT・FIP認定済み

(施行後) 着工・稼働

(施行前) ③ 計画中(土地取得・測量等)

FIT等の
認定

(施行後) 着工・稼働